

2007年(平成19年)11月1日

郵便事業株式会社

代表取締役会長 北村憲雄 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL: 078 361 7234

FAX: 078 361 7228

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔本件に関する連絡先〕

萩原司法書士事務所

司法書士 萩原忠利

TEL: 078 858 8182

FAX: 078 858 8183

## 意見書

貴社からの平成19年10月5日付け書面を拝見いたしました。汚損郵便切手に関する貴社(民営化以前は日本郵政公社)の御見解は、汚損郵便切手が無効である旨を定めた郵便法35条の趣旨が、汚損郵便切手が消印によって汚染し又はき損したものの区別が困難であることに鑑み、使用済み郵便切手の不正再利用を防止する点にあることを認めながらも、汚損郵便切手が未使用であることが明らかに判断できる場合まで一切使用できないものとする内国郵便約款における取扱いは消費者契約法10条に違反しないものとして理解しております。

しかしながら、貴社が自認されているとおり、郵便法35条の趣旨は、あくまで使用済み郵便切手による不正再利用を禁止することにあるのですから、未使用であることが明らかに判別できる場合まで汚損郵便切手の使用を一切否定する理由は全く存せず、むしろ郵便法35条の趣旨に反しているとさえ言えます。

私たちは、本書面をもって郵政が民営化されたこの機会に汚損郵便切手について一切使用や交換を認めない内国郵便約款を見直すことを強く求めます。なお、当ネットは、消費者団体訴訟制度による差止訴訟の対象とすることも検討していく所存です。

なお、当ネットからの2007年(平成19年)9月25日付け「質問書」を送付する際に封筒に添付することにより使用した郵便切手は質問書に添付した ないし の汚損郵便切手と同様に汚損されたものでした。貴社の見解によると使用できないものでしたので、御返還をお願いいたします(改めて汚損されていない郵便切手を御送付いたします)。

以 上